

小牧税務署が収支内訳書提出を督促！ 提出しなくても罰則や差別的取り扱いはありません！

今年3月に白色申告をした人のもとに税務署から収支内訳書の督促が送付されています。「行政指導」として提出を求めながら提出期限を区切り、一般論ではありますが、わざわざ「調査の実施」について言及しているため、開封して不安をかき立てられる人もいるのではないのでしょうか。

「収支内訳書の提出について」は法定外文書で、納税者をいたずらに不安にさせるものではありません。民商は毎年、税務署と交渉を行い確認していますが、白色申告者が収支内訳書を提出しなくても、罰則や差別的取り扱いはありません。



収支内訳書の提出を巡って第101国会・衆参大蔵委員会は「零細業者に過大な負担を押し付けてはならない」との付帯決議を行っています（衆院1984年3月28日・参院31日）

また収支内訳書の提出を迫った事件で、国税庁は「収支内訳書の未提出をもって、あたかも税額控除が受けられないかのごとく間違った文書を送付した。今後こういうことがないように万全の指導に努めてまいりたい」と答弁しています。（第161国会・衆院財務金融委員会）

尾北民商

ニュース

2021年
6月28日号

TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390



危険なインボイス！ 民商で学習会を開きました！

6月16日(水)に尾北民商事務所で、インボイス学習会を行いました。昼の部12人、夜の部14人の合計26人が参加しました。

湖東京至税理士の講義DVDを上映し、インボイスの制度や実施時期、政府の狙いや、制度の先行国の状況などを学びました。

インボイスは、年間の売上が1千万円未満の業者・フリーランスの人たちに、自主的に消費税を納付させる「免税の放棄」を強要するための制度です。

民商はこの制度の廃止を求めて運動しています。広範な業者・市民団体と連帯し、政府に強く要求します。尾北民商は今後もインボイスの学習・廃止運動を強めます。皆さんも家族・知人からインボイス廃止の署名を集めてください。

インボイス実施で免税業者はやっていけない！

実施されれば現在の免税業者は①年に数万～数十万の消費税を自主的に納める、②取引先から売上の消費税分を値切られる、③消費税課税業者との商取引をあきらめる、④廃業する、のいずれかを選ぶかしかなくなってしまいます。

尾北民商共済会の定期総会を行います！

7月4日(日) 午前10時～11時 尾北民商事務所3階

※ 共済会員で、今年の4～5月の間に千秋病院以外の医療機関で費用3000円以上の健康診断を受けた人は、6月中にそのことが判る書類のコピーをファックスを民商事務所に送ってください。共済会から健診補助を行いません。

引をあきらめる、④廃業する、のいずれかを選ぶかしかなくなってしまいます。

政府は簡易課税制度の縮小・廃止を検討中！

制度の仕組みにより、簡易課税を選択している業者は下請けにインボイス発行を求めなくても消費税の控除ができます。簡易課税制度があることでインボイス制度が形骸化されることとなります。ゆえに政府は簡易選択制度の縮小・廃止を狙っています。

現在日本では年売上5千万円未満は簡易課税を選択できますが、ドイツでは年7百万以下に縮小、フランスでは簡易制度が廃止され、今やヨーロッパでは免税業者がほぼ淘汰されてしまった状況です。

第28回尾北民商婦人部総会を行ないました！

6月20日(日)に尾北民商事務所で婦人部総会が開催され、各支部から18人が参加者を行いました。

川崎婦人部長があいさつを行い、

インボイス中止・所得税法56条廃止の署名運動の重点化、全商連70周年を目指しての婦人部6割達成などの活動方針の提起・採択が行われました。

閉会後にはDVD「全商連 春の運動2021」の上映も行われました。

